

審査基準

令和4年3月15日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第9条の14第3項
処分の概要：年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）：長野県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、第9条の14第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、第82条（年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
審査基準：
標準処理期間： 3日（書換えにあつては1日）
申請先：申請者の住所地を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第二課 又は生活安全・刑事課
問い合わせ先：長野県警察本部生活安全全部生活安全企画課許可事務担当室 （電話：026-233-0110）
備考：